

2022年7月27日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳 様

神戸市教職員組合

執行委員長 柴田 健太郎

2023年度 教育環境整備・労働条件改善に関する要求書について

神戸市教育委員会におかれましては、神戸の教育の発展と充実のため、教育諸条件の整備・拡充、ならびに教職員の勤務条件改善にご尽力されていることに対し、深く敬意を表すとともに、厳しい財政状況の中、教育予算の拡充に努めていただいていることに心より感謝申し上げます。

私たち教職員は、子どもたちの一人ひとりの自立にむけた力を伸ばし、生きる力を育むため、全力でとりくんでいますが、教員の未配置、教職員の長時間労働、学校施設設備の老朽化など、課題は山積しています。長期化している新型コロナウイルス感染症による対応は、人員が不足している学校現場の疲弊に追い打ちをかけています。いじめや不登校への対応はもちろんのこと、特別支援を要する子どもや日本語指導を必要とする子どもへの対応、貧困に苦しむ子どもへの支援など、さまざまな配慮・支援を必要とする子どもたちへの対応は極めて難しくなる一方です。きめ細やかで丁寧な対応ができ、誰もが安心して過ごせる学校づくりをすすめていくためには、教育環境整備の充実、労働条件の改善が必要不可欠です。

つきましては、ここに2023年度教育環境整備・労働条件改善に関する要求書を提出しますので、その実現にむけ、神戸市当局はもちろんのこと、国や関係省庁にはたらきかけるなど、最大の努力をされますよう要望いたします。

2023 年度 教育環境整備・労働条件改善に関する要求

1. 新型コロナウイルス感染症への対応については、学校現場に過度な負担がかからないよう、事前協議および条件整備をおこなうこと。
2. すべての教職員がゆとりをもって働くことができるよう、教育環境を整備すること。
3. 教職員の働き方改革プランを着実に実行すること。また、持ち帰り業務及び休憩時間の勤務についても実態を把握し、改善すること。
4. ワーク・ライフ・バランスのための休暇制度等を充実させること。
5. 給与反映される人事評価制度については、課題を検証し対策を講じること。
6. 教職員の実働に見合った賃金、手当となるよう改善すること。
7. あらゆるハラスメントを許さない職場づくりに向け、研修や相談体制等を充実させること。
8. 新学習指導要領に沿った学習及び1人1台端末を使用した学習支援充実のため、ICT 環境の整備及び人的支援の拡充をおこなうこと。
9. 中学校の部活動指導や進路事務等に関する課題を集約し、解決すること。
10. 感染症対策及び防災指令の対応等については、児童生徒・地域住民の安全確保はもちろん、教職員の安全確保・負担軽減についても検証し、改善すること。
11. 関連団体と連携して、福利厚生事業を充実させること。
12. その他、勤務労働条件に関連する事項については、誠意をもって協議すること。

【青年部】

1. 青年層教職員が一人で悩みや課題を抱え込むことなく、支援を要する児童・生徒一人ひとりに対し、心のゆとりをもってきめ細やかな教育をおこなうための環境を整えること。
2. 世代交代が進んでいる中、青年層教職員に対する支援・研修体制を充実させること。
また、校内や校外の研修に参加できる環境整備を全市ですすめていくこと。
3. 勤務の多忙化解消については超過時間の縮減のみにとらわれず、教職員の業務の精選、外部委託やボランティアの活用など、現場の実態に則した実効性のあるとりくみとなるよう努めること。
4. 勤務時間の割振り変更制度・各種休暇制度や育児に関する制度を教職員が安心して取得・利用できる環境を整え、持続可能な労働環境となるよう、管理職への指導と合わせて、教職員や保護者地域の意識改革を市教委が中心となってすすめること。
5. 人事評価制度については、五原則二要件が具備された制度となり、日頃の管理職とのコミュニケーションや助言などを通して、青年層教職員の意欲向上につながるよう、管理職への指導とともに制度の充実に努めること。
6. 中学校における部活動・進路事務・トライやるウィークについて、青年層への心的負担を軽減し、前例にとらわれることのない大きな改革をもって負担軽減となるような具体策を講じること。
7. あらゆる物価の上昇に対し、青年層教職員が自立し、安心・安定した生活ができるよう、住居手当等の拡充に努めること。
8. G I G Aスクール構想の推進に伴い、機器の保守管理に関する業務を教職員が負担することのないよう、具体的な対策を講じること。また、今後も ICT 環境整備をさらに充実させ、より効果的な学習を実現させること。
9. 学校徴収金に係る業務を教職員から切り離し、本来業務に集中できる環境を全市で統一して整えるよう具体策を講じること。
10. さまざまな悩みや不安を抱えている青年層教職員がいつでも相談でき、誰もが安心して過ごすことのできる職場づくりを、学校と市教委が一体となってすすめ、他都市にも劣らない魅力ある職場環境となるように努めること。

【女性部】

1. 「神戸市男女共同参画計画（第5次）」「神戸市立学校園における女性教職員の活躍推進計画」にもとづき、男女共同参画の視点に立った教育を推進するとともに女性管理職として働きやすい環境を整えること。
2. 「神戸市立学校園働き方改革推進プラン」にもとづき、教職員が仕事と育児・介護等の家庭生活、余暇活動をバランスよくおこなえるよう具体策を講じること。
3. 「子の看護休暇」の要件拡大など、家族の介護・看護・育児にかかわる諸制度を拡充すること。
4. 「育児短時間勤務制度」など育児に関する休暇制度等について、すべての教職員に周知徹底すること。男性教職員の休暇取得促進をはかるための具体策を講じること。
5. 不妊治療や更年期障害に適用できる休暇等をさらに充実させること。
6. 妊娠中の負担軽減のための措置を拡大・改善すること。妊娠中の補助教員配置の要件をさらに拡大すること。また学級担任以外の教員にも適用すること。
7. 空調の整備された男女別更衣室および休憩室、シャワー室、洋式トイレ、シャワー式トイレの設置をすすめること。
8. 「パワーハラスメント」「セクシュアル・ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント」の未然防止を周知徹底すること。管理職を含めた全教職員への研修を充実、女性相談員を配置した教職員相談室の周知徹底をはかるなど、安心して相談できる環境を整備すること。
9. 性同一性障害などセクシュアル・マイノリティへの理解を深める研修の充実をはかり、子どもや保護者の意向を尊重した支援体制などを構築すること。
10. 希望するすべての教職員が毎年人間ドックや各種検診が受けられるよう、公立学校共済組合に働きかけること。また、生活習慣病検診の検診項目の拡充をはかること。

【事務職員部】

1. 学校経営担当職員としての事務職員の役割について、管理職や市教委事務局内で周知徹底し、学校事務をつかさどり学校経営に十分に携わることができる環境を整えること。
2. 複数配置基準に満たない大規模校や、小中一貫の義務教育学校などに対して具体的な支援策を講じること。
3. 神戸市人事評価制度については、相互支援体制の活動も含めて適正な評価が実施されるよう、市教委事務局内での連携と情報共有につとめるとともに、評価者に事務職員の職務内容を十分理解させること。
4. 相互支援体制が円滑に運営されるよう継続して支援し、その趣旨・目的を管理職に周知すること。
5. 時間外勤務手当については、勤務実態に見合った手当支給を堅持すること。また、本来は4級の役割であるグループリーダーを担っている3級事務職員の処遇改善をおこなうこと。
6. 事務職員が安心して本来の職務に専念できるように、以下のことを含めて学校現場の声をもとに改善にむけてとりくむこと。
 - ①旅行命令簿を用いた出張に関する事務を庶務事務システムで完結できるように改修したり、通勤用車両駐車事務をよりよいシステムへ構築し直したりすること。
 - ②通知文の発出時期や内容の精選について検討すること。
 - ③代理入力が発生している状況を解消するために、ハード面の整備やシステム改修などを検討すること。
7. 「令和の時代における学校の業務と活動」で示された業務改革については、業務のふりかえではなく、削減・効率化によって実現するよう、学校現場の声をもとにとりくむこと。
8. 研修体系の見直しに当たっては、事務職員を目指すべき姿への理解を深める研修と、基本要綱にあげられている職務を完遂するための実務研修の両立・充実をはかること。
9. 事務職員の勤務労働条件に関する事項については、教員との差異を改善することをはじめ、誠意をもって協議すること。

【養護教員部】

1. 新型コロナウイルス感染症、熱中症対応、アレルギー対応など、迅速な判断や対応が必要となる多くの事例に対し、養護教員のみでの負担とならないよう、教職員全体でとりくむこと。
2. 定年後の働き方については、他職種と同様に、短時間勤務の制度化を含めた多様な選択ができるよう柔軟な働き方を検討すること。
3. 検診器具の業者委託については、子どもの安全確保ならびに養護教員の多忙化解消の視点で、業者委託の利点や他都市の状況を調査した上で、基準となる児童生徒数の引き下げも含めて検討すること。
4. 学校内でのフッ化物の使用については、モデル校での実施を踏まえ、検証をもとに今後の方向性を検討すること。
5. 宿泊を伴う教育活動については、養護教員に過度な負担がかからないよう、現在の体制を利用して、救護員を積極的に活用することを働きかけること。
6. 学校でおこなう健康診断については、教職員の業務改善の観点や、児童生徒の負担を考慮し、過大な実施とならないように周知すること。
7. 就学時健康診断については、教職員の業務改善や在籍児童の授業時数確保の観点から、学校が主体とならない形も検討すること。
8. 医療的ケアや合理的配慮など、各校で生じている様々な個別対応について、養護教員の過度な負担にならないよう、特別支援の視点から具体的な手立てを講じること。
9. 労働安全衛生法及び個人情報保護の観点から、教職員の健康診断及び健康診断関係書類については、管理職が作成・保管することを周知・徹底すること。
10. 養護教員の勤務労働条件に関する事項については、誠意をもって協議すること。

【栄養教員部】

1. すべての学校において組織的・計画的に食育が推進され、より食育が浸透するように効果的な手立てを講じること。
2. 中学校給食全員喫食を見据え、現場と情報を共有すること。
3. 栄養教職員の専門性が活かせるよう、現場の意見を反映し多忙化解消の具体的な解決策を講じること。
4. 物価高騰の影響によって献立の内容が左右されないよう来年度以降の対応案を示すこと。
5. 給食室の老朽化した施設や設備・空調の未設置校の調理場については、安心・安全でおいしい給食を提供できるよう早急に改善すること。
6. 2021年度より使用開始されている「献立立案作成システム」について、使用者目線での課題を把握し、今後も改善にむけてとりくむこと。
7. 食物アレルギーを持つ児童の増加に対して、学校現場の負担を解消し、安心・安全な給食を提供できるよう具体的な解決策を講じること。
8. 給食調理等業務委託校については、現場との意見交換をおこない、職務内容の整備および必要な環境整備をおこなうこと。
9. 学校給食共同調理場については、食指導拡充による負担増の観点から現場との意見交換をおこない、配置されている栄養教職員や所属校における課題を集約し、職務内容の整備および必要な環境整備をおこなうこと。
10. 特別支援学校における給食のあり方については、現場との意見交換をおこない、配置されている栄養教職員や学校現場における課題を集約し、必要な環境整備をおこなうこと。
11. 栄養教職員の勤務労働条件に関する事項については、誠意をもって協議すること。

【臨時採用教職員部】

1. 「同一価値労働・同一賃金」の観点から、臨時的任用教職員、再任用教職員、育児休業代替任期付教職員および会計年度任用職員が安心して働き続けられ、魅力的な職場として多くの教職員に選ばれる神戸市となるよう勤務労働条件を改善すること。
2. 休暇制度の拡充や福利厚生の充実については、市労連や他都市の動向を注視しつつ、学校現場の実態を踏まえた内容となるよう十分協議すること。
3. 多様化している臨時的任用教職員、再任用教職員、育児休業代替任期付教職員および会計年度任用職員の勤務時間および勤務形態について、本人だけでなく、全教職員に周知すること。
4. 再任用教職員（短時間勤務）・非常勤講師の勤務内容の適正化をはかり、多様な働き方が選択でき、安心して働き続けられる職場環境を実現すること。
5. 臨時的任用教職員、再任用教職員、育児休業代替任期付教職員および会計年度任用職員等のすべての教職員が、勤務初日から KIIF を使用できる環境を整備するとともに、管理職への周知の徹底をはかること。
6. 多様な任用形態のもとで勤務する臨時的任用教職員、再任用教職員、育児休業代替任期付教職員および会計年度任用職員の研修体制を充実させるとともに、不安を感じた時にすぐに相談できる環境を充実させること。
7. 臨時的任用等で勤務しながら、教員採用試験を受験する際、受験者本人や所属校に負担かからないよう、受験しやすい環境を整えていくこと。

【特別支援教育に関する要求】

1. 特別支援教育に携わるすべての教職員が、児童生徒一人一人の教育的ニーズに合わせた指導及び支援に専念することができ、安心して働き続けられる職場環境となるよう具体策を講じること。
2. 特別支援学校において、障害の重度重複化・児童生徒数の増加により、教職員の業務が増大していることを踏まえ、教職員がゆとりをもち、専門性を活かしながら、すべての児童生徒の命と学びを保障するための支援体制を充実させること。
3. 特別支援学級において、すべての教員が専門性を高めながら、安心して児童生徒と向き合うことができるよう、研修や情報交換体制を充実させること。また、校内や校外への研修に参加したり、日常的に他校と連携をとったりしやすくなるための具体策を講じること。
4. 通級指導教室において、今後も自校通級が増加する現状をふまえ、拠点校と自校を含めたすべての教員が専門性を高め、自信をもって児童生徒や保護者や他の教職員と関わり、各地域や学校の課題に合わせた対応ができるよう、現場のニーズに合わせた主体的な研修の機会を保障すること。
5. 障害の重度重複化や児童生徒数の増加、医療的ケアが必要な児童生徒も増加している現状をふまえ、支援員や看護師について、学校現場に必要な人材の確保・拡充をすすめるとともに、処遇面を改善すること。
6. 特別支援学校や特別支援学級において、ICT やオンラインを活用した学習環境整備を進め、教員が児童生徒の多様なニーズに応え、すべての子ども達の学びを保障できる環境整備を整えること。
7. すべての児童生徒の学習権を保障し、安全かつ快適に学校生活を送れるよう、通学や生活介助等について配慮するとともに、合理的配慮の観点からの施設設備の改善をすすめること。
8. 一部の特別支援学校で依然として過密化対策が必要な現状をふまえ、現場のニーズに合わせた具体的な環境整備をすすめること。
9. 特別支援教育に関する業務の合理化について、事務的な業務が過度な負担とならないよう、教職員からのボトムアップの意見集約に努め、具体策を講じること。
10. 各特別支援学校の独自の課題については、誠意をもって協議すること。

【同和・人権に関する要求】

1. 学校現場の大幅な世代交代が進む中、2016年に成立した「部落差別の解消の推進に関する法律」の理念にもとづき、あらゆる差別の解消に向けた同和・人権教育実践の重要性を周知すること。
2. 同和・人権教育について神戸市としての基本的な考え方を明確にし、市教委としての積極的なとりくみをすすめること。
3. 2019年に成立した「日本語教育の推進に関する法律」の理念に基づき、外国にルーツをもつ児童生徒に対応する細やかな支援体制や進路保障のさらなる充実に努めること。
4. 「神戸市外国人に対する差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例」「神戸市子どもを虐待から守る条例」の理念に基づき、子どもの権利が保障されとりくみをすすめること。
5. 新型コロナウイルスに関する差別は決して許されないことを、保護者・地域に周知すること。
6. 桜の宮小中分校、夜間中学校、若葉学園については、現場との意見交換を密におこない、課題を集約し、必要な教育環境整備をおこなうとともに、勤務の適正化をはかること。
7. いじめ・不登校・LGBT等多様な課題を抱える児童生徒に対する細やかな支援体制を、関係部局や他都市教育委員会とも連携しながら充実させること。